

2026年6月 五大特許庁（IP5）AI分野国際協力合意に関する詳細分析と将来予測

著者: Manus AI

作成日: 2026年6月24日

1. 状況のまとめ：第19回五大特許庁長官会合の合意事項

2026年6月12日、日本の特許庁（JPO）がホストとなり、東京で「第19回日米欧中韓五大特許庁長官会合（IP5 Heads of Office Meeting）」が開催されました¹。日米欧中韓の五大特許庁（IP5: JPO, USPTO, EPO, CNIPA, MOIP）は、世界の特許出願件数（2024年時点で約373万件）の約85%を占めており、その合意は世界の知的財産ルールの実上の標準となります²³。

今回の会合における最大の成果は、AI分野を中心とした新たな協力の方向性に合意した点です。具体的な合意事項は以下の3点に集約されます。

1.1. AI分野に特化した新作業部会（ワーキンググループ）の設立

IP5は、2021年に策定された「新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ（NET/AIロードマップ）」の進捗を包括的にレビューし、同分野での協力をさらに深化させることで合意しました¹⁴。この合意の核心は、AI関連の課題を専門的に議論し、実務レベルでの検討を推進するための「新たな作業部会（ワーキンググループ）」を立ち上げた点にあります²⁵。

AIの進化スピードは極めて速く、従来の議論体制では対応が遅れる懸念がありました。現場のエース級審査官や専門家からなる専門チームが組成されることで、AI関連発明の審査基準の調和や、AIを活用した審査システムの共同構築が、よりスピーディに進むことが期待されています³。

1.2. IP5協力枠組みの抜本的見直しと効率化

会合では、既存のIP5協力枠組みそのものの改善についても合意がなされました。具体的には、ワーキンググループ間の役割重複の解消、運営や手続の簡素化、そして会合体制の最適化を図る方針が確認されました¹⁵。これは、AIという新たな巨大テーマに取り組むにあたり、IP5の組織体制をよりスピーディで効率的なものへ再構築する狙いがあります。

1.3. 「責任あるAI利用」の重要性の共有

長官会合の前日に開催された五庁長官・ユーザー会合では、各庁と産業界（IP5 Industry）がAI利活用の現状と展望について意見交換を行いました¹⁴。その結果、特許審査業務における「責任あるAI利用（透明性の確保、人間の監督維持、情報漏洩防止など）」の重要性と、IP5協力強化の必要性について強い共通認識が形成されました⁴⁶。EPOのアントニオ・カンピー

ノス長官も、品質・効率向上と同時に透明性と人間の監督を確保する方針を強調しています 4。

2. 合意の背景と知財実務におけるAIの現状

今回の合意の背景には、AI技術の爆発的な進展と、それに伴う特許出願の急増、そして各国の審査基準のバラつきという課題が存在します。

2.1. AI関連特許出願の急増と中国の台頭

JPOの2026年3月の調査によると、AI関連発明の出願件数は2014年以降急激に増加しています 7。特に生成AIに関連する出願（G06Q分類等）は、2022年から2023年にかけて顕著な伸びを示しました 7。

国別の動向を見ると、中国におけるAIコア発明の出願件数が爆発的に増加しています。2014年には米国の半分以上（1,226件）であった中国の出願件数は、2023年には101,459件に達し、米国の5倍以上の規模に膨れ上がっています 7。IP5の枠組みに中国と韓国がコミットし、共通ルールの構築に向けて足並みを揃えたことは、グローバルな知財秩序の安定において極めて重要な意味を持ちます 3。

2.2. 各国のAI審査基準と発明者適格性の差異

現在、AI関連発明（学習モデル、データ加工方法、AI生成物など）の特許性を判断する境界線は、国によってバラつきがあります 3。

また、「AIは発明者になれるか（発明者適格性）」という根本的な問題についても、各国の対応は分かれています。

- **米国（USPTO）**：2025年11月に改訂ガイダンスを発出し、「発明者は自然人に限る」という原則を強力に再確認しました。AIはあくまで「道具」とであると位置づけています 8。
- **欧州（EPO）**：2026年版の審査ガイドラインにおいても、発明者は自然人であり、AI関連発明には技術的貢献が必要であるとの立場を維持しています 9。
- **日本（JPO）**：産業構造審議会の小委員会において、AIを発明者として認めるべきではないという方向性を共有しつつ、AIが生成した発明に対する「人間の創作的関与の程度」をどのように評価すべきか、実務上の運用基準を継続的に議論しています 10。

このように各国の国内法や運用基準に差異がある中、グローバル展開を目指す企業にとって、審査結果の予見可能性を高める「制度の調和」が急務となっていました。

2.3. 特許庁業務へのAI導入の加速

特許庁自身の業務へのAI導入も急速に進んでいます。JPOは2026年4月より、生成AIベースのアーキテクチャによる自動分類システム「GAIA-Index」の試験運用を開始しました 11。これは、

従来の手動分類によるブレを減らし、技術トレンドの変化に迅速に対応する画期的な取り組みです。

国・地域	特許庁	AI関連の主な動向（2025-2026年）
日本	JPO	生成AIによる自動分類「GAIA-Index」試験運用開始（2026年4月） ¹¹ 、AI発明者適格性の継続審議 ¹⁰
米国	USPTO	AI支援発明に関する発明者適格性の改訂ガイダンス発行（2025年11月） ⁸
欧州	EPO	AI関連発明の技術的貢献要件の維持（2026年版ガイドライン） ⁹
中国	CNIPA	AIコア発明の出願件数が世界最多（10万件超） ⁷
韓国	MOIP	EPOを国際調査機関（ISA）に指定するパイロットプロジェクト協議 ⁴

3. 今後の予測：ビジネスと社会へのインパクト

今回の五庁合意と新作業部会の立ち上げは、今後の知財実務とグローバルビジネスに以下の3つの大きな変化をもたらすと予測されます。

3.1. 審査結果の相互利用（PPH）の高度化と世界進出の加速

今回の長官会合では、第1国での特許審査結果を第2国で活用し早期審査を行う「特許審査ハイウェイ（PPH）」の20周年フォーラムも同時開催されました^{1 6}。

今後、新作業部会でのデータ共有や審査基準のすり合わせが進むことで、AI関連発明におけるPPHの利用がさらに円滑になると予測されます。これにより、日本で認められたAI技術が、米国や中国、欧州でも迅速かつ確実に権利化されるようになり、スピードと資金力が命であるAIスタートアップや中小企業の世界展開が強力に後押しされるでしょう^{2 3}。

3.2. AI特許の「境界線」の共通化と予見可能性の向上

新作業部会の最大のミッションは、バラバラだったAI特許の審査基準（学習データや生成物の扱いなど）を、五大拠点で可能な限り一致させることです³。

完全な法制度の統一には各国の国内法改正を伴うため時間を要しますが、実務レベルでの「共通の物差し（ガイドライン）」や「ベストプラクティス」が早期に策定されると予測されます。これにより、グローバル企業は「どこまでが特許として保護され、どこからが保護されないか」の予見可能性が飛躍的に高まり、巨額のAI開発投資を安心して行える環境が整います³。

3.3. 「責任あるAI」に基づく知財インフラの再構築

五庁が「責任あるAI利用」で合意したことは、単なる審査効率化を超えた意味を持ちます。今後、特許庁自身が利用するAI（先行技術調査や自動分類など）の透明性や説明責任が厳しく問われることとなります。

同時に、出願人側に対しても、AIを利用して発明を行った際の「人間の関与の程度」や「利用したAIツールの明示」を求めるような新たな出願手続のガイドラインが、五庁共通の枠組みとして提案される可能性が高いと予測されます。

4. 結論

2026年6月の五大特許庁長官会合における合意は、AIという技術的特異点に対し、世界の知財インフラを司る五大拠点が「個別の対応」から「共同作戦」へと移行した歴史的な転換点です。

実務レベルの新作業部会がスピーディに機能し、審査結果の相互利用と制度の調和が進めば、日本の開発者や企業にとって、自社のAI技術をグローバルに保護し、模倣リスクを低減する強力な武器となります。企業は、この国際的な「ルールのインフラ整備」を好機と捉え、最初から世界展開を前提としたAI知財戦略を構築することが強く求められます。

References

- [1] 経済産業省 (2026). "AI分野を中心とした新たな五庁協力について合意しました".
- [2] 暮らしの悩み整理ノート (2026). "世界進出を目指す開発者必見！日米欧中韓の「五大特許庁」がAI時代の特許審査で新合意". (提供資料)
- [3] rioちゃんのパパ@AIエンジニア (2026). "【知財トレンド】AI特許が世界で加速する？日米欧中韓「五庁長官会合」の合意がもたらす未来". (提供資料)
- [4] European Patent Office (2026). "Artificial intelligence in focus at meeting of world's five largest patent offices in Tokyo".
- [5] Ministry of Economy, Trade and Industry (2026). "IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation".
- [6] 一般社団法人日本知的財産協会 (2026). "五庁長官・ユーザ会合、五極ユーザ会合等への参加報告". (提供資料)
- [7] Japan Patent Office (2026). "Recent Trends in AI-related Inventions".
- [8] United States Patent and Trademark Office (2025). "Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions".

- [9] European Patent Office (2026). "Guidelines for Examination, 3.3.1 Artificial intelligence and machine learning".
- [10] 特許庁 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 (2025). "AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応".
- [11] Japan Patent Office (2026). "Automatically created and assigned classification GAIA-Index".